



群馬東部水道企業団

第16号 令和3年4月1日

水道だより

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 電話 0276-45-2731

<https://www.gtsk.or.jp>



安全・安心な水をお届けするために

蛇口をひねって使う水道水。お客さまに水道水をご利用いただくためには「安全・安心」が絶対条件です。今回は、絶対条件である「安全・安心」に関する水質検査について、ご紹介します。



水道水の水質については、水道法に基づく水質基準に適合する必要があります。企業団では水道法で定められた水質基準項目(51項目)のほかに、水質管理目標設定項目や農薬類などの検査を渡良瀬浄水場や水道法で定められた検査機関にて行っています。

また、国の水質基準よりも厳しい企業団独自の「水質管理目標」を定めています。



蛇口から出る水のほかにも、河川や地下水、浄水場の出入り口などで水質検査計画に基づき検査を行っており、常に「安全・安心な水」をお届けするために、水源から蛇口に至るまできめこまかな水質管理を実施しています。

詳しくは群馬東部水道企業団ホームページの水質検査計画、水質検査結果をご覧ください。

群馬東部水道企業団水道料金審議会について

令和2年8月5日に設置された群馬東部水道企業団水道料金審議会では、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の異なる水道料金を令和4年4月に統一するために、定期的に審議会を開催しています。

この審議会は、水道料金の統一と合わせて、老朽化した管路施設や浄水場等の更新、耐震化を将来にわたり計画的に進め、水道事業が健全な運営を続けることができる新たな料金体系について審議しています。

現在、水道事業は人口減少や節水意識の向上により、水道料金の収入が減少し、「持続可能な水道による安定した水の供給」のため、水道料金の統一をして、必要な財源を確保することが必要になっています。

審議内容は、群馬東部水道企業団ホームページにも掲載しています。

開催日	審議内容
第4回 12月18日	料金統一における財政計画について 料金統一の料金体系のあり方
第5回 2月12日	料金統一における財政計画について 新料金表(案) 激変緩和措置
第6回 3月19日	新料金表(案) 激変緩和措置 答申書(案)について



老朽化した管路の漏水

群馬東部水道企業団のホームページが4月1日にリニューアルしました。こちらよりご覧ください。



古紙パルプ配合率 70%再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています